

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 平成30年4月17日(火)資料提供 |              |
| 担当課               | 和歌山県消費生活センター |
| 担当者               | 上坊           |
| 電話                | 073-433-1551 |

## 平成30年度「消費者月間」事業の実施について

### 1 平成30年度消費者月間統一テーマ

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

標語は、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現を目指し、消費者、消費者団体、NPO、事業者など様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、行動していただくためのきっかけとなるよう、消費者庁が掲げた消費者月間統一テーマです。

＜消費者月間とは＞

昭和43年5月30日に、消費者の利益の擁護を図り、国民の消費生活の安定と向上を目的として「消費者保護基本法(現:消費者基本法)」が制定されました。そして法制定20周年を記念して、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、以来毎年、消費者啓発や消費者問題に関する講演会等の様々な事業が全国で行われています。

### 2 県が実施する「消費者月間」事業内容について

#### 啓発キャンペーン

和歌山市、岩出市及び御坊市の各所において、県民の皆様には消費者トラブルの防止に関するリーフレットや啓発物資を配布し、消費者問題等への関心を高めていただくため、街頭啓発を実施します。

参加者：和歌山県くらしの研究会、特定非営利活動法人消費者サポートネット和歌山、和歌山県消費生活サポーター、県民生活課、振興局、関係市消費者行政担当課、和歌山県消費生活センター

| 日時       | 配布予定時間      | 配布予定場所 |                          |
|----------|-------------|--------|--------------------------|
| 5月10日(木) | 7:45～ 8:30  | 和歌山市   | JR和歌山駅前                  |
|          | 11:00～12:00 |        | スーパーセンターオークワセントラルシティ和歌山店 |
|          | 16:00～17:00 | 岩出市    | オークワミレニアシティ岩出店           |
| 5月16日(水) | 16:00～17:00 | 御坊市    | オークワロマンシティ御坊店            |

#### 無料弁護士相談会

和歌山弁護士会のご協力により、消費生活に関する無料法律相談(悪質商法被害など契約に関する相談)を実施します。

相談時間は約30分。事前の電話予約が必要です。(先着16人まで。申込はお早めに)

日 時 : 平成30年5月25日(金)  
午前 10:00~12:00 午後 13:00~15:00  
場 所 : 和歌山県消費生活センター  
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
申 込 先 : 和歌山県消費生活センター  
電話 073-433-1551

**消費者月間・金融経済講演会** 資料提供済

日 時 : 平成30年5月19日(土) 13:30~15:00  
場 所 : 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階 大ホール  
和歌山市手平2丁目1-2  
演 題 : 暮らしに役立つ行動経済学  
~正しく判断するために知っておくべきこと~  
講 師 : 大阪大学 教授 大竹 文雄 氏  
定 員 : 先着250人(無料、事前申込必要)  
主 催 : 和歌山県・和歌山県金融広報委員会